



入札案内書

別紙公告のとおり、第6回立木資格付一般競争入札を施行しますので添付の入札条件も併せ参照のうえ、入札にご参加ください。

入札及び開札の日時

令和7年1月21日（火） 10時30分締切 即時開札



岩手南部森林管理署 遠野支署



住 所： 〒028-0515 岩手県遠野市東館町7番39号

TEL： 0198-62-2670 （NTT回線）

： 050-3160-5925 （KDDI-IP）

＜立木現地案内＞

売払番号	案内日時	集 合 場 所	案 内 者	備 考
(22)	今年度再公告物件のため、現地案内を希望される方がいらっしゃいましたら、個別に対応させていただきます。案内をご希望の方は、右記の問い合わせ先までご連絡ください。		岩手南部森林管理署遠野支署 主事 小柳 聖弥	TEL 岩手南部森林管理署遠野支署 0198-62-2670

令和6年12月2日から、競争参加資格審査の申請が始まっています。詳しくは下記QRコードをご覧ください。

↓↓

立木販売情報は
こちら



競争参加資格審査
の申請はこちら



立木公売の公告

(第6回)

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時

令和7年1月21日(火) 10時15分 受付開始
10時30分 締切 即時開札

2. 入札及び開札の場所 岩手南部森林管理署遠野支署会議室

3. 現地案内

- (1) 日 時 } 別紙<立木現地案内>のとおり
(2) 集合場所 }

4. 公売物件

- (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。
(2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合がありますのでご承知おきください。
(3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

5. 郵便入札

- (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には「入札書在中」と朱書きし、資格付一般競争参加資格確認通知書の写し又は最寄の森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により令和7年1月20日(月)17時00分までの必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
(2) 送付先は次のとおり
郵便番号 028-0515
住 所 岩手県遠野市東館町7番39号
宛 名 岩手南部森林管理署遠野支署長
(3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約の締結期限 令和7年2月7日(金)までとします。

7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。

8. 代金の延納期限

- (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
(2) 延納利息は、法令の定めにより1.10%とします。
(3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。
(ただし、分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。)

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは、別紙特約条項のとおり。
(2) 個別物件に該当するものは、公売物件明細書のとおり。

10. 適格請求書(インボイス)の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、入札書に記載された金額に対する割合は、別紙「インボイス対象比率」のとおりになります。入札に際し注意願います。

11. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業林産物売買契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問合せ願います。

岩手県遠野市東館町7番39号
岩手南部森林管理署遠野支署
総務グループ経理担当又は業務グループ経営担当
問合せ先 TEL 0198-62-2670

令和7年1月6日

分任契約担当官

岩手南部森林管理署遠野支署長 加藤 重義

インボイス対象比率

物件番号	契約関係	比率（％）
（ 2 2 号）	なし	10.00

※分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税額10％）とは一致しない場合があります。

※当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

入札条件

1. 競争入札の資格

森林管理局長から、資格付一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 資格認定

- (1) 入札参加者は、一般競争参加資格確認通知書あるいは、一般競争参加有資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けてください。又、本人確認のため、自動車運転免許証・社員証等をあわせて受付に提示し、確認を受けてください。
- (2) 入札者が、代理人によるときは委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。
また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3. 売払物件の熟覧等

別紙の売払物件明細書のとおりであり、公売物件明細書（立木）を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程を遵守して入札してください。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札してください。

4. 入札の方法

- (1) 入札は売払番号ごとに総額入札で行います。
- (2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署等名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。
- (3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らの入札書を無効にしたい旨の申出があっても受理しません。

5. 落札の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。
- (2) 開札結果、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しません。
また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

6. 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長等が指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

7. 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消し、又は入札参加資格確認通知書を交付しないことがあります。

8. 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）、又は記名（本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印いずれも無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名押印のいずれも無いもの。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (9) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付が無い、又は納付金額に不足があるとき。ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。
- (10) 同一事項の入札について、同一人が2通以上出した入札又は入札者もしくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (11) その他入札条件に違反した入札書。（入札公告や入札説明書に記載された条件。）

9. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

10. 契約書案

契約書案は、当支署に備えておりますから閲覧ください。

11. 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署又は当日入札場の受付から受け取ってください。

12. 入札額は、当該物件の消費税を除いた金額を記載してください。

13. 入札に際し、消費税を加算して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気づき開札以前に訂正、又は取消しの申出があっても、当該入札書は前項によって入札したものと見なし、訂正、取消し等は認めません。

14. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税10%を加算した金額となります。

この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

15. 入札にあたり、入札保証金を必要とする場合は、入札予定金額（消費税を除く金額）に該当金額の消費税額10%を加算した金額の5%以上の保証金、又は当該保証金以上の担保の提供を要します。

16. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された契約額が対象となります。

17. 暴力団排除に関する誓約事項

（１） 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙１）について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

（２） 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

18. その他、別紙特約条項及び公売物件明細書の特記事項によるものとします。

特 約 条 項

「約款」によるほか、この特約条項によるものとする。

1. 買受人（以下「乙」という。）は、伐採した立木の残材及び末木枝条等を沢縁に放置しないものとする。

また、土場敷や道路沿線等に散乱放置することなく、搬出期間内に整理するものとする。

2. 乙は、沢及び沢縁を集材する必要が生じた場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。

3. 乙は、林道上でのトラクター及び畜力等による集材作業は行わないものとする。

4. 乙は、搬出期間内に売買契約区域内のすべての立木の伐倒・搬出作業を行うものとする。

やむを得ず区域内の一部について伐倒・搬出を行わない場合は、乙は売渡人（以下「甲」という。）に申し出たうえで甲の指示に従うこと。

5. 乙が作設する搬出路、又は土場敷等で生じた切り取り土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。

また、その使用を完了した時に甲が原状に回復する必要があると認めた場合、乙は原状回復に努めるものとする。

6. 乙は、売払物件の内容及び区域標示・伐採搬出について、伐採搬出等に従事する作業員に対し誤りの生じないよう周知徹底させるものとする。

7. 乙は、作業着手前に当該森林事務所森林官あてに入林届、路線計画図及び伐採・搬出に係るチェックリストを提出するものとする。

（チェックリストは遠野支署HP掲載）

8. 乙は、作業終了後に甲に搬出済届及び森林作業道路線図を提出し、跡地検査を受けなければならない。乙は検査の結果、問題があれば補修等の手直しを行わなければならない。

9. 森林作業道・集材路及び土場作設にあたっては、森林作業道・集材路及び土場作設特記仕様書を遵守して作設すること。（遠野支署HP掲載）

10. 乙は、売払い物件に起因して第三者等に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。

11. 遠野市、花巻市は岩手県松くい虫被害対策推進計画の被害地域に該当することから、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」により伐採時期、処理方法等を実施すること。（アカマツ伐採施業指針は、遠野支署HP掲載）

12. 乙は、埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を甲へ連絡し、指示に従うものとする。

13. 乙は、希少猛禽類等の営巣木を発見した場合は、事業を一時中断し、速やかにその旨を甲へ連絡し協議すること。また、売払い物件周辺において、新たに希少猛禽類等の生息が確認された場合は、事業の一時中断や作業時期の変更等を要することがあり、双方協議の上対応を決定すること。

14. 乙による確認を受けた森林作業道及び集材路・土場の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、乙の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を講じなければならない。

15. 「森林作業道作設指針」（遠野支署HP掲載）

「主伐時における伐採・搬出指針」（遠野支署HP掲載）

アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止にご協力をお願いします。



1

肉を含む食品は、
野外で絶対に捨てないでください！



2

靴の土は入山前、下山時にしっかり
落とし、タイヤの洗浄をしましょう。



3

家畜がいる施設や野生イノシシ
の罠や柵に近寄らないようにしましょう。



4

消毒ポイントや洗浄ポイント
では指示に従ってください。

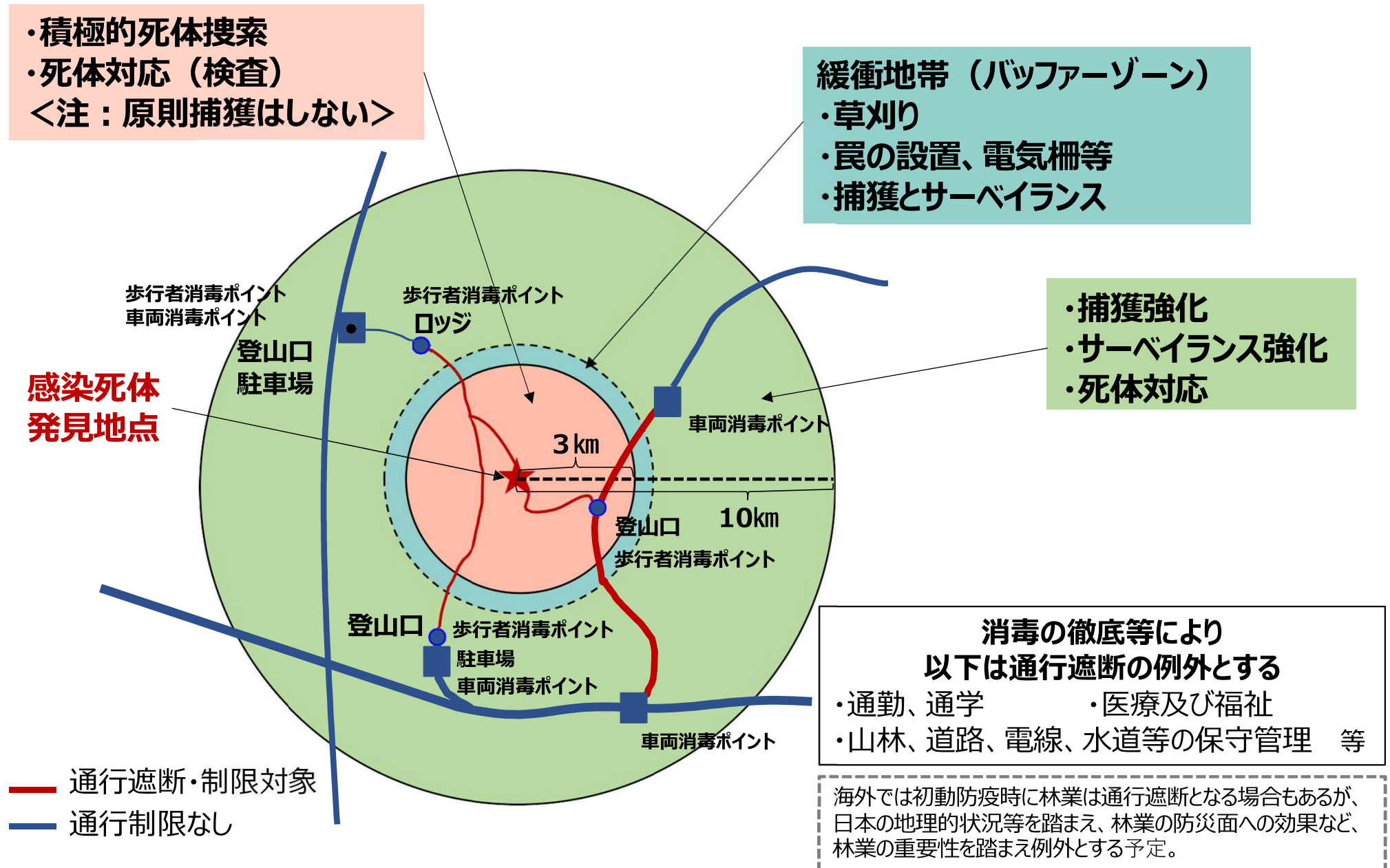


5

イノシシの死体を見つけたら
管轄の自治体に連絡して下さい。



アフリカ豚熱の初動防疫措置の内容



公 売 物 件 一 覧 表 （ 立 木 ）

岩手南部森林管理署遠野支署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積 (ha)	林齢	樹種	本数(本)	幹材積 (m³)					延納	搬出期間
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合計		
(22)	遠野市宮守町大字上宮守 上宮守国有林296い2林小班外1	なし	皆伐	5.80	55～56	スギ外	4,143	1,017.70	25.49	127.83	322.90	1,493.92	法令の定めるところにより認める。	36ヶ月
	合計			5.80			4,143	1,017.70	25.49	127.83	322.90	1,493.92		

公 売 物 件 明 細 書（立 木）

入札番号		(22)	特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級											
物件所在地		上宮守国有林 296い2林小班外1	1. 本箇所は、「水源かん養保安林」であり、保安林の手続きの上、令和7年4月1日以降に伐採が可能とされているものである。 また、搬出等にあたっては「森林法第34条第2項」の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は作業仕組計画書を売渡人に作業1ヵ月前に提出し、承認を受けるものとする。なお、売払い区域以外の保安林にかかわる場合も同様である。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径級別本数						計		平均	
調査方法		標準地法					10cm以下	12～20cm	22～30cm	32～40cm	42～50cm	52～60cm	62cm以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)
伐採方法		皆伐		スギ	生立木	一般材		174	593	803	79		1,649	1,017.70	30	16
面積（ha）		5.80		スギ	生立木	低質材		174	71	53	18		316	98.01	22	11
林齢（年）		55-56		カラマツ	生立木	一般材					18		18	25.49	46	18
搬出期間（ヶ月）		36		カラマツNA	生立木	低質材			26				26	9.28	22	18
契約関係		なし		アカマツ	生立木	一般材			18	18			36	17.71	30	13
法令制限、その他留意事項				アカマツNA	生立木	低質材		18					18	2.83	18	12
保安林		水源かん養		N計				366	708	874	115		2,063	1,171.02		
自然公園		—														
砂防指定		—	その他広葉樹	生立木	低質材	316	1,104	530	130			2,080	322.90	18	10	
車両制限		10t	L計			316	1,104	530	130			2,080	322.90			
マツクイ		被害地域 （遠野市）														
ナラガレ		—														
民地借用		—														
期間制限		—														
保残木		—														
植付		—														
（電離別）		—														
			計				316	1,470	1,238	1,004	115		4,143	1,493.92		

北上川中流国有林の地
第6次地域管理経営計画

令和4年度策定計画国有林野施業実施計画図林齢早見表
西暦2022年度(令和4年3月31日現在)

林 齢	年 度	齢 級	林 齢	年 度	齢 級	林 齢	年 度	齢 級
516			515			514		
513			512			511		
510			509			508		
507			506			505		
504			503			502		
501			500			499		
498			497			496		
495			494			493		
492			491			490		
489			488			487		
486			485			484		
483			482			481		
480			479			478		
477			476			475		
474			473			472		
471			470			469		
468			467			466		
465			464			463		
462			461			460		
459			458			457		
456			455			454		
453			452			451		
450			449			448		
447			446			445		
444			443			442		
441			440			439		
438			437			436		
435			434			433		
432			431			430		
429			428			427		
426			425			424		
423			422			421		
420			419			418		
417			416			415		
414			413			412		
411			410			409		
408			407			406		
405			404			403		
402			401			400		
399			398			397		
396			395			394		
393			392			391		
390			389			388		
387			386			385		
384			383			382		
381			380			379		
378			377			376		
375			374			373		
372			371			370		
369			368			367		
366			365			364		
363			362			361		
360			359			358		
357			356			355		
354			353			352		
351			350			349		
348			347			346		
345			344			343		
342			341			340		
339			338			337		
336			335			334		
333			332			331		
330			329			328		
327			326			325		
324			323			322		
321			320			319		
318			317			316		
315			314			313		
312			311			310		
309			308			307		
306			305			304		
303			302			301		
300			299			298		
297			296			295		
294			293			292		
291			290			289		
288			287			286		
285			284			283		
282			281			280		
279			278			277		
276			275			274		
273			272			271		
270			269			268		
267			266			265		
264			263			262		
261			260			259		
258			257			256		
255			254			253		
252			251			250		
249			248			247		
246			245			244		
243			242			241		
240			239			238		
237			236			235		
234			233			232		
231			230			229		
228			227			226		
225			224			223		
222			221			220		
219			218			217		
216			215			214		
213			212			211		
210			209			208		
207			206			205		
204			203			202		
201			200			199		
198			197			196		
195			194			193		
192			191			190		
189			188			187		
186			185			184		
183			182			181		
180			179			178		
177			176			175		
174			173			172		
171			170			169		
168			167			166		
165			164			163		
162			161			160		
159			158			157		
156			155			154		
153			152			151		
150			149			148		
147			146			145		
144			143			142		
141			140			139		
138			137			136		
135			134			133		
132			131			130		
129			128			127		
126			125			124		
123			122			121		
120			119			118		
117			116			115		
114			113			112		
111			110			109		
108			107			106		
105			104			103		
102			101			100		
99			98			97		
96			95			94		
93			92			91		
90			89			88		
87			86			85		
84			83			82		
81			80			79		
78			77			76		
75			74			73		
72			71			70		
69			68			67		
66			65			64		
63			62			61		
60			59			58		
57			56			55		
54			53			52		
51			50			49		
48			47			46		
45			44			43		
42			41			40		
39			38			37		
36			35			34		
33			32			31		
30			29			28		
27			26			25		
24			23			22		
21			20			19		
18			17			16		
15			14			13		
12			11			10		
9			8			7		
6			5			4		
3			2			1		
0			0			0		

299
と①31↑
301
と109△80



1/20,000

凡例

売払物件(296い2②)

売払物件(296い3)

売払済物件

想定土場



